

平成十七年三月四日提出
質問第二八号

証券取引所における時間外取引の実態に関する質問主意書

提出者 松野信夫

証券取引所における時間外取引の実態に関する質問主意書

本通常国会では会社法案（仮称）が上程される予定になっており、そこでは従来よりも緩やかな方法での合併が可能とされる方向であると聞いている。その中では、敵対的買収に対してどのように対処するか、という課題もあり、重要な課題となっている。こうした折、証券取引所において大量の時間外取引が発生するという事案も起こり、このような問題にどのように対処するかはまさしく重要な課題である。

そこで時間外取引の実態を解明する必要がある、この観点から以下の通りの質問をする。

一 証券取引所において定めてある取引時間外において、一定数量以上の株式取引を行うことについては、現行法上特段の規制はなされていないと考えるが、その通りと理解して良いか。もし何らかの規制がなされていないとすれば、その詳細を明らかにされたい。

二 財務省ないしは金融庁は、前項のような取引時間外における一定数量以上の株式取引を行うことについては、これまでこれを規制するような指導や監督を行ったことがあるか。また平成六年度以降の一〇年間において、どの程度の時間外株式取引が行われてきたか、その実態を把握していたか、また一定の報告を受けるなどしてきたことがあるか。

三 政府としては時間外取引が大量になされた場合は問題であると考えているのであればその対処についてどのような検討をしているか。

右質問する。